

令和6年度 早期退職に係る募集実施要項

尾道市職員退職手当支給条例（昭和22年条例第43号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号の規定により、早期退職希望者の募集を行う。

1 募集の対象

市長部局等（市長部局、消防局、議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局又は教育委員会）に勤務する職員のうち、令和7年3月31日において45歳以上59歳以下のもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員、臨時的任用職員、法律の規定により任期を定めて任用される職員
- (2) 令和7年3月31日までに60歳に達する職員
- (3) 令和6年12月1日（募集開始日）において懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年12月1日から令和6年12月26日までに懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

2 退職すべき期日

令和7年3月31日（月）

3 募集の期間

令和6年12月2日（月）午前8時30分から

令和6年12月26日（金）午後5時15分まで

4 募集する人数の上限

なし

5 退職日給料月額割増率の適用

退職日給料月額割増率の適用は、職員としての勤続期間（勤続期間の計算は、条例第7条の規定による。）が20年以上ある者に限る。

6 不認定とする場合

応募者が次の各号のいずれかに該当する場合は、不認定とする。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合

7 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、応募申請書（別記様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、市長部局の職員については総務部職員課へ、各行政委員会の職員については各行政委員会の庶務担当課へ提出する。
- (2) 任命権者は、選定後、認定通知書（別記様式 3）又は不認定通知書（別記様式 4）を令和 7 年 1 月 20 日（月）までに総務部職員課又は各行政委員会の庶務担当課を経由して交付する。
- (3) 応募申請書の提出後、退職すべき期日が到来するまでの間に、応募を取り下げたい場合は、応募取下申請書（別記様式 2）を応募申請書と同様の方法で提出する。
- (4) 早期退職の認定を受けた者については、退職願を令和 7 年 1 月 27 日（月）までに提出するものとする。

8 本件に関する相談先

総務部職員課人事研修係

内線：323

E-mail：jinji@city.onomichi.lg.jp